

第2部 各論

第2部 各論

第1章 介護予防・生活支援サービスの現状と将来計画

第1節 介護予防・生活支援サービスの基本的な考え方

1 前計画の分析評価

老人保健法の廃止により、平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、国民健康保険加入者（40～74歳）を対象に内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導を実施するとともに、75歳以上の方に対しても健康診査を実施しています。また、各種がん検診などは健康増進法が施行され、同法に基づき実施しています。

これらの検診等は受診率が低迷していることから、さらに受診者の利便性に配慮し、継続的な受診の習慣化について普及啓発し、受診率の向上に努めていきます。なお、健康教育は回数及び参加人員も減少傾向にあり、事業の周知を図る必要があります。

介護予防・生活支援サービスについては、高齢者人口の増加とともに多岐にわたる需要が生じており、これらに対処するため、平成19年4月に設置された地域包括支援センター及び高齢者支援課において、地域支援事業及び日常生活の支援等の事業を実施しています。

介護予防事業においては、平成22年8月に地域支援事業実施要綱が改正され、従来の「特定高齢者施策」が「二次予防事業」に、「一般高齢者施策」が「一次予防事業」に名称が変更されました。

また、「二次予防事業対象者把握事業」については、改正前は基本チェックリストと生活機能検査を合わせた「生活機能評価」が必要でしたが、改正後は基本チェックリストのみで把握することができるようになり、平成23年度から全高齢者に対し、郵送で基本チェックリストを実施する方法に変更しました。

これにより、二次予防事業の対象者が大幅に増加するため、把握された対象者に対し、効果的な事業の推進に努めていきます。

一次予防事業については、介護予防講演会やパンフレットの配布などを通して介護予防の普及・啓発に努めており、今後も継続して実施する必要があります。また、急速な高齢化に伴い認知症を有する方が増加しており、平成20年度から開催している「認知症サポーター養成講座」では、毎年目標数を上回るサポーターを養成しています。今後も継続的に実施し、認知症に関する正しい理解を深め、地域で支えていくことを推進します。

包括的支援事業については、高齢者虐待や成年後見制度を含めた権利擁護に関する各種相談が増加しており、複雑化した相談に対応する社会福祉士等の専門職の役割が大きくなっております。また、地域のケアマネジャーからの相談も年々増加しており、関係機関との連携を深めていきます。

2 基本的な考え方

ニーズ調査の結果からも、健康管理に対する関心の高さがうかがわれ、高齢者が住み慣れた地域で、安心して健康でいきいきとした生活を続けるためには、介護保険制度による各種サービスの提供と共に、介護予防や健康増進の各種事業を組み合わせた効果的な事業の展開が必要になります。

そして、積極的に介護予防の働きかけや生活支援を行い、元気な高齢者づくりを推進し、市民の健康に関するニーズに対応するため、次の健康づくり施策を行います。

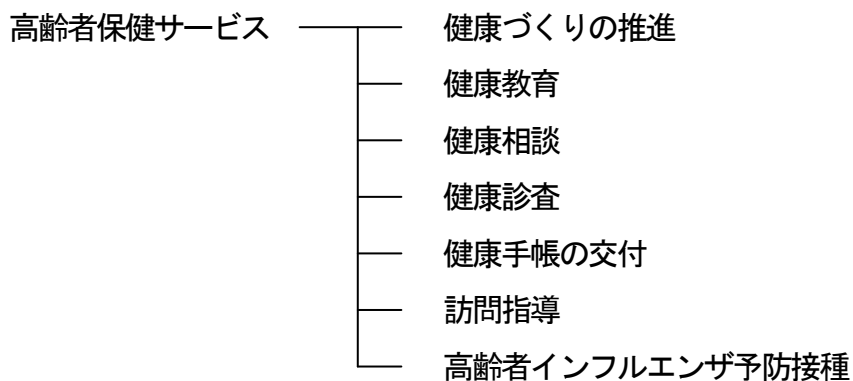
- (1) 疾病予防に資する情報提供の充実
- (2) 運動不足にならないよう、どこでも手軽にでき効果的な運動方法の普及
- (3) 要介護状態にならないよう、生活機能の充実など介護予防の推進
- (4) 健（検）診後の指導体制の充実

特定保健指導実施者の効果を次年度の健診結果と比較評価し内容の充実に努めます。

第2節 高齢者保健サービス

高齢者保健サービスでは、生活習慣病予防や健康に対する正しい知識の普及を図るために、次の7つの健康づくり施策を行います。

<施策の体系>



1 健康づくりの推進

高齢社会では、高齢者が健康で明るく、自立した生活ができるようにしていくことが求められます。健康の確保にあたっては、セルフケアの意識を持って主体的に取り組むとともに、社会全体でその取組みを支援していくことが必要です。このため、自主的な健康づくりの実践に必要な健康情報の提供や健康づくり運動の推進、健康教育、健康相談、健康診査等の予防・健診体制の整備充実を図っていくことが求められています。

心身ともに健康で豊かな潤いある生活を営むことは、すべての市民の願いです。とりわけ、市民一人ひとりが、「自らの健康は自らが守る」という意識を持って、予防していくためには、疾病を早期に発見し、各種保健サービスとともに、地域の実情にあった、きめ細かい健康づくり対策が必要となります。とくに、寝たきりや認知症を予防するためには、自主的な健康管理が行われる環境づくりを進めるとともに、地域での健康づくり活動を支援し健康対策を進める必要があります。

以下の施策により、健康づくりの啓発・普及に努めます。

(1) 保健センターの充実

保健センターは、現在、市民の疾病予防と健康の保持・増進を図るため、地域住民に密着した健康教育、健康相談、健康診査等の保健サービスを総合的に行う施設として、また地域住民の自主的な保健活動の場として利用されています。今後も、市民の日常生活に密着し充実した保健サービスを行うため、保健活動の場としての機能が十分発揮できるように努めるとともに、拠点施設としての役割を

担っていきます。

(2) 市民参加の健康づくりの啓発・普及

市民の健康意識の啓発事業を積極的に進め、明るく健やかな生活を送れるよう、日常の健康管理の支援や疾病の予防、さらに自ら実践する日常的な健康づくりへの支援、リーダーの育成など市民ぐるみの健康づくり運動を進めます。

特に、健康な地域づくりのために地域住民が主体となった地区組織の育成・支援は重要な部分であり、保健委員会・食生活改善協議会との協働で健康づくり事業を各種展開しています。

2 健康教育

(1) 現状

生活習慣病予防やその他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的に各種教室を実施しています。

(2) 計画年度における目標

健康教育の重要性が増大しており、生涯にわたっての健康な生活習慣や健康増進、食生活の在り方、歯科疾患の予防等の実践が求められています。

こうしたことから、健康なときから健康づくりの実践を図っていくことが重要であり、その積重ねが将来的には介護を必要としない健康的な生活を送ることにつながります。

目標及び実績

(単位：回、人)

集団健康教育	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標	回数	310	310	310	310	310
	延人数	3,610	3,620	3,630	4,000	4,200
実績	回数	199	336	300		
	延人数	3,277	5,139	4,800		

※平成23年度実績は推計値

3 健康相談

(1) 現状

心身の健康に関する様々な個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭での健康管理に役立っています。

(2) 計画年度における目標

健康相談では、日常での健康管理に役立つよう、心身の健康に関して必要な指導や助言を行っていきます。実施にあたっては保健師・歯科衛生士・栄養士等による定期の健康相談を充実させるとともに、あらゆる機会を利用して、積極的に健康相談を行います。

目標及び実績

(単位：回、人)

健康相談		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標	回数	350	350	350	400	400	400
	延人数	3,600	3,600	3,600	4,000	4,000	4,000
実績	回数	337	343	540			
	延人数	1,576	2,446	3,500			

※平成23年度実績は推計値

4 健康診査

(1) 特定健康診査・特定保健指導

平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、内臓脂肪症候群に着目した特定健康診査・特定保健指導が始まり、各医療保険者に40歳～74歳までの当該被保険者及び被扶養者に対する特定健診及び特定保健指導が義務付けられました。

なお、75歳以上の後期高齢者の健康診査は、千葉県後期高齢者医療広域連合が実施します。

特定健康診査の目標及び実績

(単位：%)

実施率	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標	35.0	45.0	55.0	65.0	未定	未定
実績	31.2	32.1				

※実績は法定報告の実績値

特定保健指導の目標及び実績

(単位：%)

実施率	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標	20.0	30.0	40.0	45.0	未定	未定
実績	22.3	21.4				

※実績は法定報告の実績値

(2) 各種がん検診

ア 現状

がん検診は、肺がん、大腸がん、胃がん、子宮がん、乳がん、前立腺がんの6種類について行われていますが、このうち子宮がんは20歳以上、乳がんは30歳以上の女性、前立腺がんは50歳以上の男性、それ以外の3種類（肺・大腸・胃）については40歳以上の市民を対象としています。

イ 計画年度における目標

多くのがんは、早期に発見することにより、治癒の可能性が高まります。そこで各種がんの早期発見のため、広報等を通じて検診の必要性をさらに周知し、受診しやすい体制を整えるなど受診率の向上を目指します。

また、精密検査が必要な方に対しては、積極的に医療受診を促し、早期治療に結びつけていきます。

目標及び実績

(単位：%)

検診率	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
肺がん						
目 標	24.0	25.0	26.0	20.0	20.0	20.0
実 績	16.7	18.4	17.2			
大腸がん						
目 標	19.0	20.0	21.0	25.0	25.0	25.0
実 績	19.2	18.5	20.4			
胃がん						
目 標	15.0	16.0	17.0	20.0	20.0	20.0
実 績	14.5	13.6	12.6			
子宮がん						
目 標	11.0	12.0	13.0	30.0	30.0	30.0
実 績	22.6	25.5	25.5			
乳がん						
目 標	28.0	29.0	30.0	35.0	35.0	35.0
実 績	30.5	31.8	31.8			
前立腺がん						
目 標	8.0	9.0	10.0	10.0	10.0	10.0
実 績	8.3	9.1	8.8			

※平成23年度実績は推計値

(3) 骨粗しょう症予防検診

ア 現状

年齢を重ねるとともに骨も老化し、骨量が減少すると骨粗しょう症にかかりやすくなります。骨粗しょう症が原因で骨折をして、寝たきりになる場合も少なくありません。こうしたことを予防するため、平成 8 年度から骨粗しょう症予防検診を実施しています。

近年、骨密度測定が医療機関や自宅でも気軽にできるようになったこともあり、骨粗しょう症予防検診の受診者が減少傾向にあります。

イ 計画年度における目標

骨折は寝たきりになる原因のひとつになっており、その予防のためには、自分の骨密度を知り、日常生活を見直すことが必要です。対象者は、18～35 歳と 40・45・50・55・60・65・70 歳の女性とします。同時に骨粗しょう症予防の食生活と運動について個別指導を実施します。さらに、健康教育・相談を徹底し、この問題に対する関心を高め、啓発を行っていきます。

目標及び実績

(単位：人)

受診者数	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目 標	230	260	290	280	280	280
実 績	254	263	231			

※平成 23 年度実績は推計値

(4) 歯周疾患検診

40 歳を過ぎると、歯周疾患により口腔内のトラブルをかかえる方が増えてきます。そこで、口腔衛生に対する正しい知識を普及させるとともに、疾患の早期発見、早期治療を推進することにより、健康の保持増進を図ることを目的に実施していきます。

平成 18 年度から対象者を 40 歳以上 80 歳までの 5 歳ごとの節目検診として実施しているため、実績は少ないですが、歯周病も「生活習慣病」であることを周知し、受診率の向上を目指します。

目標及び実績

(単位：人)

実施人数	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目 標	90	100	110	110	120	120
実 績	60	110	110			

※平成 23 年度実績は推計値

(5) 在宅寝たきり者等歯科保健事業

歯科健康診査及び歯科保健指導を受ける機会に恵まれない在宅寝たきり者等に対し、在宅における歯科保健サービスを実施し、口腔衛生の改善を図ることにより、誤嚥性肺炎の防止や生活機能の向上及び意欲の増進を図ることを目的に実施していきます。

目標及び実績

(単位：人)

実施人数	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目 標	27	27	27	27	27	27
実 績	25	19	15			

※平成23年度実績は推計値

5 健康手帳の交付

健康手帳は、特定健診またはがん検診の会場や健康教育・健康相談時に交付しています。

健康手帳には、健康診査の記録などが記載されます。

健康手帳の交付の目的や活用方法について説明し、市民が自らの健康に関心を持ち有効に活用することができるよう努めます。

見込及び実績

(単位：件)

手帳交付	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
見 込	3,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
実 績	6,315	4,530	2,500			

※平成23年度実績は推計値

6 訪問指導

療養上の保健指導が必要な方及び家族等に対して、保健師・栄養士・歯科衛生士等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの方の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図っています。

7 高齢者インフルエンザ予防接種

高齢者インフルエンザ予防接種は、65 歳以上の者及び 60 歳以上 64 歳以下の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者等に対し、今後も重症化防止のため実施していきます。

目標及び実績

(単位：%)

接種率	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目 標	59.0	59.5	60.0	60.0	60.0	60.0
実 績	54.8	59.4	59.4			

※平成 23 年度実績は推計値

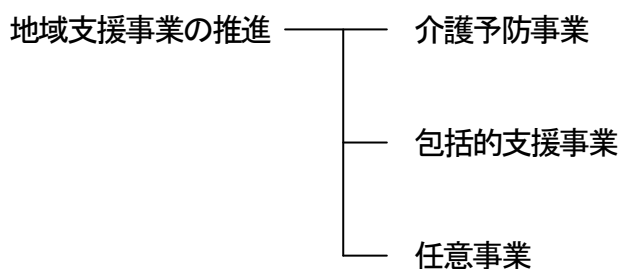
※平成 21 年度、平成 22 年度は新型インフルエンザワクチン接種事業として実施

第3節 地域支援事業の推進

軽度の要介護者や認知症、一人暮らしの高齢者が大幅に増加する中、いつまでも健やかに住み慣れた地域で暮らし続けていくために、地域支援事業を推進していきます。

高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護者になった人も可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう支援するために、介護予防事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援や総合相談支援・権利擁護業務などの包括的支援事業、家族介護支援や地域自立生活支援・成年後見制度支援などの任意事業を行います。

<施策の体系>



1 介護予防事業

要支援・要介護状態になることを予防し、健康でいきいきとした生活を続けられるように、介護予防上の支援が必要と思われる高齢者を対象とした「二次予防事業」及びすべての高齢者を対象とした「一次予防事業」を行います。

(1) 二次予防事業

二次予防事業対象者に、それぞれの状態に応じた介護予防ケアマネジメントを行い、適切な介護予防サービスで支援します。

ア 二次予防事業における対象者把握事業

二次予防事業対象者とは、日常生活で必要となる機能や体力の低下が認められ、要支援・要介護状態になるおそれが高い高齢者のことをいいます。その対象者を把握するために、市内に住所を有する65歳以上の全高齢者を対象に、郵送等による基本チェックリストの配布・回収を行います。また、保健師等の訪問活動や主治医、民生委員、介護保険の窓口等の連携により対象者の把握に努めます。

この事業は、単に二次予防事業対象者を把握するためだけではなく、高齢者自身が、現在の自分の状態を認識し、心身機能の改善や環境調整などの取り組みのきっかけになることが期待でき、介護予防につながると考えます。

目標及び実績

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施方法	健診と同時に実施		介護認定者以外の全高齢者に郵送にて実施			
対象者数	18,650	19,000	19,300	20,200	21,100	21,900
基本チェックリスト実施者数	5,556	5,899	15,965	14,100	14,700	15,300
二次予防事業対象者把握数	521	395	4,732			

※平成23年度は平成24年2月末実績

イ 通所型介護予防事業

二次予防事業の対象者に、介護予防を目的として「運動器の機能向上」、「閉じこもり予防」、「口腔機能の向上」、「栄養改善」等のプログラムを施設委託型の事業及び教室の開催により実施します。

①施設委託型

目標及び実績

(単位：人、回)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数
目 標	30	-	30	-	30	-	30		35		40	
実 績	17	705	19	761	18	720						

※平成23年度実績は推計値

②教室型

目標及び実績

(単位：回、人)

目 標	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	開催回数	24	24	24	20	20
参加者数	40	40	40	40	40	60
実 績						
開催回数	22	22	40			
参加者数	37	34	35			

※平成23年度実績は推計値

ウ 訪問型介護予防事業

二次予防事業の対象者で、通所型による事業への参加が困難な方に対して、歯科衛生士や保健師等が家庭を訪問し、生活機能（主に口腔機能）向上に関する課題を総合的に把握・評価するとともに、介護予防プログラムを提供することにより、要介護状態への進行防止を図ります。

目標及び実績

(単位：回、人)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標	訪問回数	30	45	60
	実施者数	10	15	20

エ 二次予防事業評価事業

国から示された評価指標を参考にして、事業参加前後における基本チェックリストの点数変化や主観的健康感の変化等を検証し、より効果的な施策展開につなげます。

オ 日常生活支援総合事業

要支援と非該当とを行き来するような高齢者に対し、切れ目のないサービスを提供するために、介護予防・日常生活支援のサービスを総合的に実施できる市町村独自の制度です。サービスの利用については対象者の状態像や意向に応じて、市町村・地域包括支援センターが予防給付もしくは日常生活支援総合事業のサービスを利用するか判断し実施するものであり、今後住民のニーズに沿った事業を検討していきます。

(2) 一次予防事業

全ての高齢者に対し、介護予防に関する知識の普及啓発や地域における自主的な活動の育成・支援を実施し、地域の高齢者が自発的な介護予防の活動に取り組むことができる地域社会を目指します。

ア 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するため、各種講演会や地域での健康教育、健康相談を実施し、二次予防事業対象者把握事業における基本チェックリスト郵送時など幅広い機会を捉えてパンフレットを配布するとともに、地域の長寿クラブや地区社会福祉協議会が主催するいきいきサロンなどの活動を支援し、介護予防の普及啓発に努めます。

介護予防講演会の目標及び実績

(単位：回、人)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標	開催回数	1	1	1	2	3	4
	参加者数	150	150	150	100	120	150
実績	開催回数	0	1	1			
	参加者数	0	54	49			

※平成23年度実績は推計値

パンフレット配布の目標及び実績

(単位：部)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標		5,000	5,500	6,000	16,000	16,500	17,000
実績		5,750	4,559	16,000			

※平成23年度実績は推計値

いきいきサロン・長寿クラブにおける活動目標及び実績

単位：回、人)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標	開催回数	32	34	36	36	36	36
	参加者数	650	700	750	950	1,000	1,050
実績	開催回数	30	31	32			
	参加者数	1,217	834	880			

※平成23年度実績は推計値

イ 地域介護予防活動支援事業

認知症を正しく理解し、地域で支えていくために、認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターの養成を進めることにより、地域での介護予防活動の支援をしていきます。

認知症サポーター養成講座の目標及び実績

(単位：回、人)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標	開催回数	8	10	12	12	12	12
	参加者数	200	250	300	300	300	300
実績	開催回数	9	8	12			
	参加者数	300	346	348			

※平成23年度は平成24年2月末実績

ウ 一次予防事業評価事業

事業評価項目により、事業の参加状況やプロセス評価を中心に事業評価を実施し、より効果的な施策展開につなげます。

2 包括的支援事業

介護予防を推進する地域包括支援センターを中心に、介護予防ケアマネジメントをはじめ、高齢者に対する総合的な相談・支援、ケアマネジャーに対する指導・助言等を行います。また日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

二次予防事業の対象者に、必要に応じて介護予防ケアプランを作成するとともに、事業実施の前後において課題分析や評価を実施し、高齢者が要介護状態になることの予防や状態の軽減・悪化防止のためのマネジメントを行います。

(2) 総合相談支援事業／権利擁護事業

地域における様々な関係者とのネットワークを構築しながら、ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握に努め、介護保険サービスに関する情報提供により継続的・専門的な相談支援を行うとともに、権利擁護など、高齢者への支援を行います。

ア 総合相談支援事業

総合相談の業務は、地域包括支援センターが中心になって行います。地域の高齢者等の心身の状況及びその家族等の状況など、介護ニーズ等の分析により支援体制の確保に努めます。

相談に対しては、本人、家族、地域のネットワーク等を通じ、的確な状況把握を行うとともに、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要な場合には、様々な関係機関との連携により詳細な情報収集を行い、相談内容に即したサービスができるよう対応していきます。

また、単身高齢世帯が増えていることから、平成 21 年度より単身高齢世帯把握（見守り）事業として緊急連絡先などが記載された台帳を整備し、実態把握に努めています。これからも民生委員や地域の関係機関と連携を図り、高齢者の生活支援や地域での見守りネットワークの構築を進めていきます。

相談状況

(単位：件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護保険、その他保健サービスに関する総合相談	1,942	2,603	2,090
うち高齢者虐待等権利擁護に関すること	332	212	277
うち成年後見制度に関すること	52	80	78

※平成23年度は平成24年2月末実績

単身高齢世帯実態把握の実績

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
調査対象者数	4,166	4,414	4,600	4,900	5,100	5,300
単身高齢世帯数	2,260	2,534	2,516			
同居・施設入所等	1,496	1,501	1,681			
転出・死亡等	410	379	403			

※対象者数は各年度6月1日現在、対象者以外は各年度3月末現在

※平成23年度は平成24年2月末実績

イ 権利擁護事業

権利擁護の業務は、地域包括支援センターが中心になり、高齢者からの相談に的確な対応ができるように、成年後見制度や日常生活自立支援事業を有効に活用するための情報提供を行うとともに、茂原市社会福祉協議会内に設置されている広域後見支援センター等の専門機関と連携を図り、円滑な事業の推進に努めます。

また近年、虐待や認知症に関する相談が増えていることから、速やかな対応を図るため、地域包括支援センターや介護保険関係事業者、民生委員児童委員など協力機関との連携体制の強化に努めます。

さらに、訪問販売やリフォーム業者などによる消費者被害を未然に防止するため、消費者生活センターと情報交換するとともに講演会などを行うことで、市民や民生委員児童委員、ケアマネジャー等に周知し連携を図っていきます。

市民後見制度については、ニーズを把握し、今後利用者に適切なサービスを提供できるよう環境の整備に努めます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域のケアマネジャー等に対するケアプラン作成技術の指導等、日常的個別指導・相談、困難事例への指導助言等を行います。また、医療機関を含む関係施設やボランティアなど様々な地域における社会資源との連携・協力体制の整備など地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

3 任意事業

介護保険給付の適正化、介護教室の開催・認知症高齢者の見守り・介護用品支給など家族介護に対する支援、成年後見制度の利用支援、住宅改修支援、あんしん電話、介護相談員派遣等の事業に取り組みます。

(1) 介護給付等費用適正化事業

介護保険の円滑かつ安定的な運営を確保する観点から、パンフレットの配布による制度の周知、提供サービスの検証のための利用者への給付費通知、介護サービス事業者協議会へ良質な事業を展開するうえでの必要な各種情報等を提供することにより、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費の適正化を図ります。

パンフレット配布の実施目標

(単位：部)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
配布数	5,000	5,000	5,000 (第6期計画パンフレット作成 15,000部)

給付費通知の実施目標及び実績

(単位：回、人)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標	回数	4	4	4	4	4	4
	対象者	2,500	2,700	2,900	3,000	3,200	3,400
実績	回数	4	4	4			
	対象者	2,466	2,593	2,700			

※平成23年度実績は推計値

(2) 家族介護支援事業

家族介護教室、認知症高齢者見守り事業、家族介護慰労金支給事業等を通じて家族介護を支援しています。

ア 家族介護教室

高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識・技術を習得することを内容とする教室を開催します。

目標及び実績

(単位：回、人)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標	開催回数	28	28	28	35	35	35
	参加者数	840	840	840	840	840	840
実績	開催回数	28	33	32			
	参加者数	573	541	500			

※平成23年度実績は推計値

イ 認知症高齢者見守り事業

認知症の高齢者が徘徊した際の早期発見・事故防止のために、徘徊感知器を貸与し家族が安心して介護できる環境を整えます。

貸与実績

(単位：台)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用台数	2	4	3

※平成23年度は平成24年2月末実績

ウ 家族介護慰労金支給事業

過去1年間介護保険サービスを利用していない重度の要介護者を在宅で介護している低所得世帯の家族に、慰労金を支給し介護者に経済的な援助を行います。

エ 家族介護用品支給事業

在宅で重度の要介護者を介護している低所得世帯の家族に、経済的負担の軽減を図るため、紙おむつなどの介護用品を購入する際に費用の一部を助成します。

目標及び実績

(単位：人)

利用者数	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標	16	16	16	26	28	30
実績	14	22	23			

※平成23年度実績は推計値

(3) その他事業

住宅改修に関する助言、住宅改修理由書を作成した場合の経費助成、介護相談員の活動支援、家庭内の事故等による通報に夜間も随時対応できる体制の整備等に努めていきます。

ア 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、認知症高齢者等、判断能力が不十分な者を法律によって支援する制度で、地域包括支援センターが関係機関と連携を図り、相談窓口の強化とともに経済的な助成を行います。

成年後見制度の利用実績

(単位：人)

市長申立	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	1	1	4

※平成23年度は平成24年2月末実績

イ 住宅改修支援事業

住宅改修申請に必要な理由書を、居宅介護（予防）サービス計画を作成しているケアマネジャー以外の者が作成した場合に助成します。

目標及び実績

(単位：件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目 標	36	36	36	10	10	10
実 績	12	5	8			

※平成23年度実績は推計値

ウ 介護相談員派遣事業

介護相談員の派遣は、利用者の声を聞くことにより、日常抱えている疑問、不満や不安などを解消し、提供されるサービスの質的な向上を図るものです。

介護相談員は、派遣申し出のあった介護保険施設などを直接訪問し、サービス利用者とサービス提供事業者の橋渡し役として、利用者の声を事業者側に伝えます。事業者側は、利用者の身近な相談にも応じていくことで、サービスの質の向上を図ります。

また、介護相談員の派遣には、苦情等に対する事後的な対応や処理だけではなく、苦情等に至る問題を未然に防ぐ役割があります。

今後は、派遣事業所の拡大や相談業務の充実を図ります。

目標及び実績

(単位：箇所、回)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目 標	派遣箇所数	6	6	8	8	8	8
	派遣回数	72	72	96	96	96	96
実 績	派遣箇所数	6	6	6			
	派遣回数	72	72	72			

※平成23年度実績は推計値

エ あんしん電話事業

在宅の単身世帯の高齢者や単身世帯の重度身体障害者に対し、緊急時に外部と連絡のとれる装置を貸し出し、緊急時に備えます。

目標及び実績

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目 標	140	150	160	170	180	190
実 績	142	153	155			

※平成23年度実績は推計値

オ 認知症高齢者の見守り活動の取組み

高齢化が進む中で、認知症高齢者の増加が見込まれるため、認知症への対策が重要となります。

認知症高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう「茂原市ほっとみまもり運動」を創設します。認知症サポーター養成講座を受講した方で、「茂原市ほっとみまもり運動」に賛同した方を「ほっとみまもり隊」として登録し、日常生活の中で見守りや声かけ活動を行い、認知症の方やその家族への支援の充実を図るとともに、認知症家族の交流会につなげるなどして、安心して暮らせるような街づくりに取り組んでいきます。

4 地域支援事業に要する費用額の推計

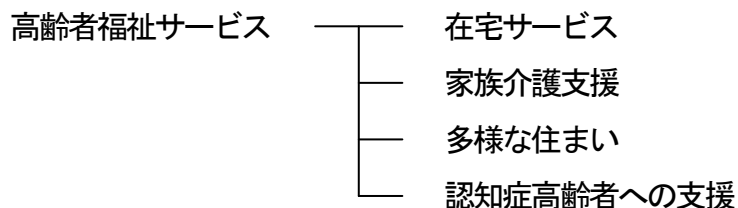
(単位：千円)

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防事業費用額	86,716	87,466	66,221
包括的支援事業費用額	56,760	70,316	104,849
任意事業費用額	14,190	13,720	12,876
地域支援事業費用額合計	157,666	171,502	183,946

第4節 高齢者福祉サービス

介護保険の要支援・要介護の認定に該当しなくても日常生活の自立度が低く、手助けや見守りなどを必要とする高齢者を対象として、生活支援型のサービスを充実させ、日常生活を支援していきます。さらに、ひとり暮らしや介護を要する高齢者等を家庭内に持つ家族に対しても支援していきます。

<施策の体系>



1 在宅サービス

(1) 食事サービス

在宅で体力に衰えのある単身高齢者世帯及び高齢者夫婦世帯を対象として、地区ボランティアの協力により、月3回（7、8月を除く）食事を届けています。良質な食事の提供と併せて安否確認や、状態把握などを行う重要な役割を担っています。

見込及び実績

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
見込	240	280	320	200	210	220
実績	185	180	170			

※平成23年度実績は推計値

資料：社会福祉協議会

(2) 訪問理髪サービス

在宅で6ヵ月以上寝たきりの高齢者や寝たきりの重度身体障害者の方に訪問理髪サービスを年4回実施しています。本人及び介護者の精神的、経済的負担の軽減を図るため、利用料金の一部を助成し、在宅での介護を支援します。

見込及び実績

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
見込	30	30	30	50	50	50
実績	14	34	48			

※平成23年度実績は推計値

資料：社会福祉協議会

2 家族介護支援

(1) 紙おむつの支給

在宅で、寝たきりの高齢者や寝たきりの重度身体障害者を介護している家族の経済的負担の軽減を図るため、市及び茂原市社会福祉協議会において、紙おむつの支給を行っています。

見込及び実績

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者総数						
見込	690	700	710	700	700	700
実績	656	648	645			
紙おむつ						
見込	650	660	670	670	680	690
実績	613	603	607			
防水シート						
見込	280	290	300	300	300	300
実績	266	265	247			
尿取パット						
見込	600	610	620	650	660	670
実績	585	611	644			

※平成23年度実績は推計値

資料：社会福祉協議会

(2) 低所得者に対する利用者負担の軽減等

ア 訪問介護利用料の免除

障害者自立支援法に基づくホームヘルプサービスにおいて、負担額が無料であった方が訪問介護サービスなどを利用する場合、利用料を免除します。

イ 介護保険サービス利用料の軽減

低所得者で、特に生計が困難な要介護者が、社会福祉法人の行う介護保険サービスを利用する場合、利用料を軽減します。

目標及び実績

(単位：人)

軽減事業	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標	5	7	9	5	5	5
実績	2	2	2			

※平成23年度は平成24年2月末実績

3 多様な住まい

高齢者の増加や居住環境の変化に伴い、その人にあった住まいや介護を受けながら住み続けられる住まいなど、多様性を持った住まいが求められています。

(1) ケアハウス

ケアハウスは、高齢者の自立した生活の確保に配慮した軽費老人ホームの一種で、食事、入浴、緊急時の対応などのサービスが提供されます。

対象となるのは、自炊ができない程度の身体機能の低下や、高齢などのために独立して生活するには不安がある方で、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の方です。現在、市内に3施設、60床が整備されています。

(2) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、環境上及び経済的な理由により、在宅における生活が困難な、概ね65歳以上の高齢者を養護する施設です。現在、市内に1施設、90床が整備されています。

入所状況

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
入所者数	30	27	28

※平成23年度は平成24年2月末実績

(3) 有料老人ホーム

有料老人ホームは、民間事業者が主体となって設置・運営している施設です。サービス内容は施設によって異なり、一般的に食事、健康管理、レクリエーションなどのサービスが提供されます。

また、介護保険の特定施設入居者生活介護の利用ができる施設もあります。現在、市内に3施設、113床が整備されています。

(4) サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅は、介護保険と連携し、日常生活や介護に不安を抱く「高齢単身・夫婦のみ世帯」が、住み慣れた地域で安心して暮らすことが可能になるよう、24時間体制での安否確認、生活相談、食事・清掃・洗濯等のサービス提供を組み合わせた住宅です。

4 認知症高齢者への支援

要介護認定を受ける際の認定調査票において、多くの被保険者に何らかの認知症状が確認されています。高齢化が進む中で認知症高齢者は今後も増加が見込まれ、認知症への対策が重要となります。

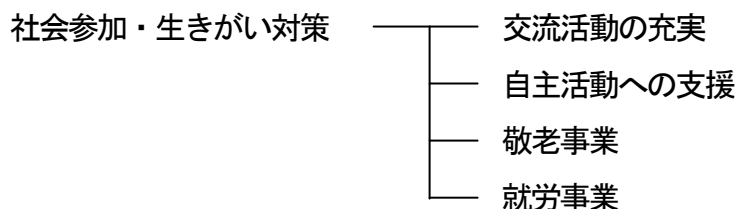
認知症高齢者が徘徊した場合には、関係機関との連携による早期発見に努め、家族が安心して介護できる環境の整備に努めます。

また、いつでも気軽に相談できる窓口として、地域包括支援センターの相談体制の強化に努めます。

第5節 社会参加・生きがい対策

高齢者の社会参加・生きがい対策では、特に家庭や地域社会で高齢者の能力や経験が発揮できる場づくりが重要となります。そこで、様々な年代の人々との交流や自主活動への支援を行っていきます。

<施策の体系>



1 交流活動の充実

高齢者が楽しく元気に暮らしていくためには、同世代や若い世代など、幅広く多くの人々との交流を持つことが重要です。

同世代との交流としては、老人福祉センターや地域福祉センター等を利用した仲間づくり、若い世代との交流としては、学校行事への参加や保育所行事への招待がその主な内容となります。また、こうした交流活動の活性化のため、本市では、学校開放や催し物、クラブ活動などの場の提供を積極的に行っていきます。

(1) 老人福祉センター

本市の老人福祉センターは、総合市民センターと豊岡福祉センターに併設されており、地域の高齢者の健康保持と生きがい活動のため、各種の相談に対応するほか、カラオケや各種クラブ活動といった趣味や教養などに関する様々な活動の場として提供されています。

今後は、高齢者のニーズに合わせた取り組みを検討し、利用者の拡充に努めます。

利用状況

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総合市民センター	19,852	16,938	19,671
豊岡福祉センター	4,662	4,735	4,292
総利用人数	24,514	21,673	23,963

※平成23年度は平成24年2月末実績

資料：社会福祉協議会

(2) 地域福祉センター

地域福祉センターは、市内6か所に設置され、多くの方に利用されています。

地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の推進を図るため、地域福祉センターの運営を茂原市社会福祉協議会で行っています。

今後も地域の高齢者の連携や文化、教養、福祉の向上を図る場として、時代と共に変化する利用者のニーズに合わせ、施設の効率的利用を図ります。

利用状況

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総合市民センター	70,979	66,255	59,065
二宮福祉センター	14,931	15,306	11,860
豊田福祉センター	17,046	18,206	15,134
五郷福祉センター	17,317	15,584	12,224
豊岡福祉センター	13,499	13,042	11,266
東郷福祉センター	17,827	16,695	16,575
総利用人数	151,599	145,088	126,124

※平成23年度は平成24年2月末実績

資料：社会福祉協議会

(3) 老人いこいの家

老人いこいの家は、茂原公園内に整備されており、高齢者が生きがいを持った日々を過ごすため、教養や趣味活動の場として提供しています。

利用状況

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
延利用団体数	83	97	149
延利用人数	1,589	2,152	3,193

※平成23年度は平成24年2月末実績

(4) 子ども達との交流

高齢者と子供達との交流を深めるため、保育所や小学校、中学校の運動会や交流会などに招待したり、高齢者の知識や体験の伝承を行う機会をつくります。

また、小学校、中学校においては介護保険施設への訪問等のボランティア活動にも取り組んでいます。今後も、こうした学校教育等の場における福祉教育の推進に努めます。

(5) 学習意欲の充実

ア 生涯学習

市民一人ひとりが、自己の向上とより充実した生活を送るためには、学校での教育とともに、生涯のいつの時点でも、自由に学習機会を選択して学ぶことが必要となります。

こうした学習活動を行うことは、健康な身体や生きがいを育み、人間の尊厳を高め、学ぶ喜びを深めることにもつながっていきます。そして、意欲のある高齢者の社会参加促進につながるような学習機会の提供も必要となってきます。

そこで、高齢者や壮年の方が、健康保持や生活上の安全に関する習慣や態度を養うこと、趣味を広げて生きがいを見出すこと、職業人として培った専門性を職業活動の継続や地域活動への参加に生かすこと、自分の生き方・役割を認識して積極的に若い世代と交流すること、地域の中で知恵や技術を生かした文化の伝承に努めることなどができるような学習プログラムを開発して、学習機会の充実を図ります。

また、こうした学習機会に関する情報提供体制を充実させることも必要となります。そのため、広報や情報誌等の従来の方法を拡充させ、コンピューターやマルチメディアを活用した情報提供システムの構築に努め、千葉県や近隣市町村等の生涯学習施設との連携を図るとともに、気軽に相談できる体制の整備にも努めます。

イ 生涯大学校

社会環境の変化にはめまぐるしいものがありますが、高齢者もできるだけこの変化に順応し、心豊かで生きがいのある生活を営むことが大きな課題となっています。

平成 11 年 4 月、より身近に学習の機会が得られる場として、生涯大学校「外房学園」が本市に開校しました。生涯大学校は、60 歳以上の方々が恵まれた学習環境の中で、新しい知識を身につけ、広く仲間づくりを図るとともに、学習の成果を地域活動で役立てるなど、社会参加による生きがいの高揚に資することを目的としており、市としては、生涯大学校の啓蒙に努めています。

外房学園の定員数（平成 23 年度一般過程（通学 2 年制））

（単位：人）

	福祉科	生活科	園芸科	陶芸科
定員	70	30	70	25

ウ 市民カレッジ等との連携

市の生涯学習課では、一般成人向けに市民カレッジ等を実施しており、この中で、高齢社会に対応した介護や福祉、健康などをテーマとした講座の企画があります。

また、市職員が講師となり地域に出向いて説明を行う「出前講座」を開催しています。このメニューの中に「介護保険制度のはなし」「認知症の正しい理解（介護予防のために）」「だいじょうぶ？あなたの健康（健康づくりの話）」等があります。

広く市民に対して高齢社会の問題や制度等の学習機会を提供する際には、市の介護、福祉、保健等の担当課が協力し、連携していきます。

2 自主活動への支援

(1) 長寿クラブ連合会活動への支援

長寿クラブは、社会奉仕活動や健康づくり、趣味、教養など様々な活動を通して生きがいを高めることを目的に、地域の高齢者により自主的に組織、運営されている団体です。市では、地域の単位クラブ及び長寿クラブ連合会の活動の支援を行っています。

また、会報の発行及び会員、クラブ間の交流を深め、会員数の増加や組織の拡充に努めています。さらに、魅力あるクラブづくりを進めるための活動を支援します。

長寿クラブの会員数

各年度4月1日現在

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
団体数	69	64	68
会員数	2,602	2,397	2,485

(2) 生涯スポーツ

高齢者が健康を保つためには、日頃の健康管理が大切です。規則正しい生活を継続するとともに、適度に身体を動かし、楽しく汗を流すことが必要となります。

長寿クラブでは、ゲートボールやグラウンドゴルフ等のシニアスポーツが行われていますが、より多くの高齢者が様々なスポーツを行えるよう、運動施設の確保や各種軽スポーツの普及に努めます。

3 敬老事業

多年にわたり社会に貢献し、また、人生経験豊かな高齢者を敬愛することは、国民として大切なことです。また、長寿は喜ばしいこととして、古来から節目ごとにお祝いをしてきました。市及び社会福祉協議会では、敬老事業として、節目を迎えた高齢者を対象に長寿祝金・記念品を支給しています。

敬老事業の状況

(単位：人)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
長寿祝金の支給	88歳	278	310	288
	99歳	12	18	19
	100歳以上	24	22	27
記念品の支給	金婚式夫婦（人）	171	152	128
	米寿者	262	148	125

資料：社会福祉協議会、高齢者支援課

4 就労事業

社団法人茂原市シルバー人材センターは、市内居住の定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業機会を組織的に提供し、高齢者の生きがいの充実、社会参加を推進し、能力を生かした活力ある地域づくりに寄与することを目的に、平成3年10月に設立されました。

高齢者に対して就労の場を提供することは、高齢者の働く意欲を満たすとともに、高齢者の持っている経験や知識を有効に活用することにもなります。高齢者が就業できる場の確保や仕事を通じた社会参加を進めるうえで、シルバー人材センターの果たす役割は大きく、今後も一層センターの活動が活発に行われるよう支援するとともに、事業の普及啓発活動、会員の確保に努め、就業機会の拡大を図るよう指導します。

活動状況

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
会員数	352	397	419
就業延人数	30,791	34,238	34,849

※平成23年度は平成24年2月末実績

資料：茂原市シルバー人材センター